

第22回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成29年3月27日（月）14時開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、
森下委員、草刈委員、堀口議長

【職 員】櫻井事務局長、近藤事務局次長補佐、日出山係長

〔報告事項〕

○1月25日、小津中学校の議会職業講話でアンケートに質問が1件ありました。質問の返答を各委員の回答を委員長が取りまとめ、小津中学校に回答を返しています。

〔協議事項〕

1、市議会BCPについて

自治会等との兼ね合いについてなど、意見があった。

案を持ち帰っての意見集約について

- ・概ね、この案で問題はなくこの案を基に進める。
- ・個々の具体について大枠はこの案で進めるとして、各議員の関わり方がそれぞれである。
- ・地元での各議員の個別の自主防等の立場が引っかかるという話しがあったが、概ねこの案の中で示されているので確認できた。
所属地域が津波浸水地域であることから、日頃から取り組んでいる。
- ・自主防災の中の情報収集係を作っており、特に問題はない。
- ・この案で進めて、問題が出れば解決していく。
- ・対応要領の4つの検討点
 - ① 地域のみでなく、議員として大きく考えていけばいいと思っていたが、要領（案）の第2条「設置することができる。」となっているので、その点をどうするか。具体的な文言を要領に入れるか、別途で示すか。
 - ② 本部役員は会派代表者か議運委員か。
 - ③ 議会事務局での初期動作（議員の安否確認等）がある。
 - ④ 市の災害対策との議会BCPの時間軸の関係、
横浜市など、他市の取り組みなどを本市のBCPにも反映させていくことで住み分け等も考えていく。
事務局長の発災時の市の役割などはあるはずであるが、議会については明記を提案。
- ・ 具体的な話が出てきている。第4条の(1)～(3)はそのまま
(4)・(5)はファジーにするべき。

- ・ 個別の問い合わせの為、市の対策本部が混乱する状況は避ける取り決めは必要であるとする。
- ・ 発災直後は、市からの職員に対してのメール配信と体制に議員も加えて連携するのはどうか。
- ・ 長崎市議会の行動基準表では、発災直後・初動期・中期など時間軸で行動が明記されている。
- ・ 市の体制とは別に行動基準を考え、時間軸の中にしっかり落とし込んでいく必要があるのではないか。
- ・ 災害の規模を限定した行動基準表を作成することが大事。
- ・ 実際の災害を具体的にイメージが出来ていないが、互いに出し合い、イメージを共有していく必要があるのではないか。

(案) について、1条ずつ確認する。

第1条 「地震等の災害」→「自然災害や人的災害等」とする

第2条 「地震等の災害」→「自然災害や人的災害等」とする

設置できるとあるがどのような時に。

大津市→すぐに設置

横浜市→災害によって設置

本市はどうか決めていく必要があるのではないか

代表者なりが指揮をとれない状況の時にはどうするか。

具体の条例にするならば盛り込まなければならないが、このBCP対応要領にどうするかは今後の検討。

安否確認などは議会事務局に任せる部分であるから、タイムラグができるであろう。

市のBCPに盛り込めない議会の事は、議会BCPとして作成が必要である。

第3条 「本部役員は、会派の代表をもって」は基本、会派代表を指す。会派代表に連絡がつかない時は、他の議員に連絡を取ると、明記が必要。

第4条 (1)の安否確認については、確認後のBCPなので削除。

事務局の役割を記載すべきものではないのか。

対策支援本部で安否確認は済んだ後の対応要領である。

(1)の項目を外す。

(2)「各議員に」を外す。

(3)(4)(6) はそのまま

(5)「県」→「府」に訂正

第5条 (1)～(5)については了承する

第6条 市のBCPとの兼ね合いを精査して確認の上作成。

安否確認はここに記載が必要ではないか。

時間軸の対応を考えると、議会事務局の安否確認について明らかにする事とする。

市のBCPとの関わりはどうなっているのか。

第7条 「定めるもののほか必要なものは、本部長が別に…」の「本部長が」を削除する。

※会派持ち帰り案件

今回の訂正箇所を会派で報告、相談する。

第2条の災害の対象を具体的に別でどうするか。

行動基準表を別表としてつける案を考える。

2. その他

今後の取り組みたい内容 ― なし。

次回日程： 4月20日（木） 午前10：00～

○泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、泉大津市において地震等の災害が発生したときに、泉大津市議会が泉大津市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置）

第2条 泉大津市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、泉大津市議会内に泉大津市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

（本部の構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

（本部の任務）

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

（議員の対応）

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。

- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。